

# 【参考】 認証基準

※以下の認証基準すべてを満たしてください。

※ 最新の認証基準は、県のHPで確認してください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>

番号	項目	対策の内容	備考
1	(1) アクリル板等 (パーティション) の (2) 設置 (3) 座席の間隔の確保	座席と座席の間にパーティションを設置している。(同居家族等であることが確認できる場合は例外的にパーティションを外す運用を認めても良い) パーティションの高さは、目を覆う程度の高さである。 (参考)17歳男性の平均座高は、92cm(平成27年度学校保健統計調査) 座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保している。	「(1)及び(2)」又は「(3)」のいずれかを満たしていれば可
2	(4) 手指消毒の徹底 (5)	店内入口に消毒液を設置している。 入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている。(入店時に難しい場合は注文時)	「(4)及び(5)」いずれも満たしていれば可
3	(6) 食事中以外のマスク着用の推奨	食事中以外のマスク着用を掲示又は呼びかけにて行っている。	
4	(7) 換気の徹底 (8) (9)	【建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の対象施設 <sup>(*)</sup> (換気設備を備えている場合)】 <sup>(*)</sup> 床面積の合計が3,000㎡以上の店舗等 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている。 【建築物衛生法の対象外施設】 換気設備により換気を行っている。 (換気設備により必要換気量(一人当たり毎時 30 m <sup>3</sup> )を確保している) 【建築物衛生法の対象外施設、建築物衛生法の対象施設(換気設備を備えていない場合)】 窓・ドア等を定期的に開放している。 〔定期的に換気(30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける))することにより、十分な換気を行っている 等〕 夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している。	「(7)」、「(8)」又は「(9)」のいずれかを満たしていれば可
5	(10) 入店制限	同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内としている。	
6	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px;"> <p>※ 県独自措置の緩和を踏まえ、6、7の認証基準はチェック項目から除外している。</p> </div>		
7			
8	(13) 長時間飲食にならないよう呼びかけ	長時間(2時間程度以内)の飲食にならないよう呼びかけている。	
9	(14) 体調がすぐれない人への対応	体調がすぐれない従業員が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っている。	
10	(15) 感染防止対策宣言ポスター	「感染防止対策宣言ポスター」を掲示している。	